

議案第84号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる区民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第29条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る

納税通知書が発せられた日までの期間

附則第3条の4を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第14条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第14条の2第1項」を「附則第14条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項」を「並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」に、「附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」を「附則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」に、「附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」を「同項の規定による区民税の所得割の額」に改め、同項第3号中「附則第14条の2第1項」を「附則第14条の3第1項」に、「、「若しくは山林所得金額」を「、同条第1号中「若しくは山林所得金額」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第14条の2第1項」を「附則第14条の3第1項」に改め、同条第3項中「適用しない」を「、適用しない」に、「第16条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第4項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の2第3項」を「附則第14条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項」を「並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」に、「附則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」を「附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」に、「附則第14条の2第3項の規定による区民税の所

得割の額の合計額」と、第21条の2第1項中「第16条第4項」とあるのは「附則第14条の2第4項」を「同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」に改め、同項第3号中「附則第14条の2第3項」を「附則第14条の3第3項後段」に、「若しくは山林所得金額」を「、同条第1号中「若しくは山林所得金額」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第14条の2第3項」を「附則第14条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第14条の2第3項」を「附則第14条の3第3項前段」に改め、同条を附則第14条の3とし、附則第14条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（2） 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得

相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第25条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項

(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

附 則

第1条 この条例は、平成29年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3条の4の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例(以下「新条例」という。)第32条第4項の規定は、施行日以後に同条第2項に規定する納期限が到来する特別区民税(以下「区民税」という。)に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第3条の4の規定は、平成30年度以後の年度分の区民税について適用する。

3 新条例附則第14条の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る区民税について適用する。

(提案理由)

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を創設する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(普通徴収に係る区民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p>	<p>(普通徴収に係る区民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p>
<p>第32条 普通徴収の方法によつて徴収する区民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により<u>閲覧し</u>、その賦課した税額を変更し若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に<u>第22条第1号ただし書若しくは第2号又は第23条の規定を適用して区民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という<u> </u>。)</u>を追徴する。</p>	<p>第32条 普通徴収の方法によつて徴収する区民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて<u>閲覧し</u>、その賦課した税額を変更し若しくは賦課する必要を認めた場合においては、<u>すでに第22条第1号ただし書若しくは第2号又は第23条の規定を適用して区民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)</u>を追徴する。</p>
<p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第29条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付</p>	<p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第29条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項<u> </u>において同じ。)の翌日から納付</p>

の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

- 3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第29条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項 に規定する不足税額に係

の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

- 3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第29条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係

る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる区民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第29条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税

る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

額に係る納税通知書が発せられた日
までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更し
た税額に係る納税通知書が発せられ
た日（当該減額更正が更正の請求に
基づくものである場合には、同日の
翌日から起算して1年を経過する
日）の翌日から増額更正に基因して
変更した税額に係る納税通知書が発
せられた日までの期間

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った
場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度から平成34
年度までの各年度分の区民税に限り、
法附則第4条の4第3項の規定に該当
する場合における第18条の規定によ
る控除については、その者の選択によ
り、同条中「同条第1項」とあるのは
「同条第1項（第2号を除く。）」
と、「まで」とあるのは「まで及び法
附則第4条の4第3項の規定により読
み替えて適用される法第314条の2
第1項（第2号に係る部分に限
る。）」として、同条の規定を適用す
ることができる。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に
係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支

附 則

第3条の4 削除

払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の

2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対す

る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項に

規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第25条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条

の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第3項後段に

規定する特例適用配当等の額」と、
同条第2項中「所得割の額」とある
のは「所得割の額並びに附則第14
条の2第3項後段の規定による区民
税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
 係る区民税の課税の特例)

第14条の3 所得割の納税義務者が支

払を受けるべき租税条約等の実施に伴
 う所得税法、法人税法及び地方税法の
 特例等に関する法律（昭和44年法律
 第46号。以下「租税条約等実施特例
 法」という。）第3条の2の2第10
 項に規定する条約適用利子等について
 は、第16条及び第19条の規定にか
 かわらず、他の所得と区分し、その前
 年中の同項に規定する条約適用利子等
 の額（以下この項において「条約適用
 利子等の額」という。）に対し、条約
 適用利子等の額（次項第1号の規定に
 より読み替えられた第18条の規定の
 適用がある場合には、その適用後の金
 額）に100分の5の税率から租税条
約等実施特例法第3条の2の2第1項
 に規定する限度税率（第3項において
 「限度税率」という。）を控除して得
 た率に5分の3を乗じて得た率（当該
 納税義務者が同条第3項の規定の適用
 を受ける場合には、100分の3の税

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
 係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支

払を受けるべき租税条約等の実施に伴
 う所得税法、法人税法及び地方税法の
 特例等に関する法律（昭和44年法律
 第46号。以下「租税条約等実施特例
 法」という。）第3条の2の2第10
 項に規定する条約適用利子等について
 は、第16条及び第19条の規定にか
 かわらず、他の所得と区分し、その前
 年中の同項に規定する条約適用利子等
 の額（以下この項において「条約適用
 利子等の額」という。）に対し、条約
 適用利子等の額（次項第1号の規定に
 より読み替えられた第18条の規定の
 適用がある場合には、その適用後の金
 額）に100分の5の税率から同法
第3条の2の2第1項
 に規定する限度税率（第3項において
 「限度税率」という。）を控除して得
 た率に5分の3を乗じて得た率（当該
 納税義務者が同条第3項の規定の適用
 を受ける場合には、100分の3の税

率) を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の
合計額」とする。

率) を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

- | | |
|---|--|
| <p>(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第14条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、<u>同条第1号中「若しくは山林所得金額」</u>とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第14条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第14条の3第1項</u>の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2</p> | <p>(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第14条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「<u>若しくは山林所得金額</u>」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>_____第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金</u>等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第14条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第14条の2第1項</u>の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2</p> |
|---|--|

の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項に規定する申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確

の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確

定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段並びに附則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第

定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第

20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額

_____」とする。

- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第3項後段の規定による区民

20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第21条の2第1項中「第16条第4項」とあるのは「附則第14条の2第4項」とする。

- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第3項 _____に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額 _____」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法 _____第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得 _____の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第3項 _____に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項 _____の規定による区民

税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第

税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第

1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 区民税に係る延滞金の計算期間の見直し</p> <p>修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る区民税の所得割について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。</p> <p>(区税条例第32条・地方税法第321条の2)</p>	平成29年 1月1日	施行日以後に納期限が到来する区民税に係る延滞金について適用
	<p>2 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設</p> <p>平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った一定の医療用から転用された医薬品の購入費が12,000円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額(88,000円を限度とする。)を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとする。</p> <p>(区税条例附則第3条の4・地方税法附則第4条の4)</p>	平成30年 1月1日	平成30年度以後の年度分の区民税について適用
	<p>3 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例の創設</p> <p>租税条約の相手国等以外の外国であって相互主義を満たすものとして政令で指定される外国に所在する投資事業組合等を通じて、日本国居住者が国内において支払を受ける利子等及び配当等に係る所得に対し、申告分離課税(配当等については総合課税との選択制)により、所得割を課すこととする。</p> <p>(区税条例附則第14条の2・外国居住者等所得相互免除法第8条、第12条及び第16条)</p>	平成29年 1月1日	施行日以後に支払を受けるべき特例適用利子等又は特例適用配当等に係る区民税について適用